

杉並区 新型インフルエンザ等 対策について

～発生時の対応と日頃からの備え～

杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました

杉並区では、26年9月に特措法※に基づく「杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、発生・流行に備えて様々な対策を進めています。行動計画では新型インフルエンザ等の発生状況に応じた対応の流れや対策が発生段階ごとに定められています。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が病原体に対する免疫をもっていないため、発生すると大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とそれに伴う社会的影響を及ぼすおそれがあります。このような状況を回避するためにも、区民のみなさん、杉並区、医療機関、事業者などがそれぞれの役割を担い、行動することが大切です。

区行動計画の概要をご覧ください。発生時の対応を確認するとともに、感染予防、食料品の備蓄など日頃から家庭でできることを考えてみましょう。 ※新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25年4月施行）

◆区行動計画本文は、区公式ホームページの「区政資料」に掲載されています。

【流行規模・被害想定：例】

1	罹患割合	区民の約30%が罹患（区人口55万人で想定）
2	患者数	165,000人
3	健康被害	①外来受診者数：165,000人 ②入院患者数：12,700人 ③死亡者数：620人（インフルエンザ関連死亡者数）

※「杉並区新型インフルエンザ等対策行動計画」より

新型インフルエンザ等とは

毎年流行を繰り返している季節性のインフルエンザと異なり、これまで人の間で流行を起こしたことがないインフルエンザウイルスが、鳥やブタの世界から人の世界に入り、新たに人から人に感染するようになったもので、このウイルスが感染して起こる病気が新型インフルエンザです。

また、インフルエンザに限らず、MERS（中東呼吸器症候群）などこれまで存在していたウイルスが変異してできる新しい感染症も次々に発生しているので注意が必要です。



杉並区新型コロナウイルス等対策行動計画の概要

1. 計画の基本的な考え方	2. 対策の目的	3. 対策の留意点	4. 区の体制
<ul style="list-style-type: none"> ●国及び東京都の新型コロナウイルス等対策行動計画との整合性を保つ計画とする。 ●発生した新型コロナウイルス等の特徴を踏まえ、弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示す。 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。 ●区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的人権の尊重 ●危機管理を主眼とし、状況に応じた柔軟な対応ができるよう設計 ●都、近隣市区町村、関係機関との連携・協力の確保 ●記録の保存・作成 	<p>政府・都対策本部が設置されたときは、区においても直ちに区対策本部を設置し、緊急事態宣言が発令された場合は、特措法に基づく区対策本部に移行する。</p>

発生段階ごとの状態	
発生段階	状態
未発生期	新型コロナウイルス等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型コロナウイルス等が発生した状態
国内発生早期	国内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を追える状態で、区内では患者が発生していない状態
都内発生早期	区内で新型コロナウイルス等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を追える状態
都内感染期	区内で新型コロナウイルス等の患者が増加し、患者の接触歴を追えなくなった状態
小康期	新型コロナウイルス等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

発生段階に応じた主な対策

主な対策	発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
		1 サーベイランス※ 情報収集	サーベイランス体制の構築 情報収集・分析 発生段階に応じたサーベイランスの実施	通常のサーベイランス	サーベイランス強化、患者の全数把握		
2 情報提供・共有	区民、事業者への迅速な情報提供 都、医療機関など関係機関との連携強化	普及啓発・情報提供	情報の一元化、関係各課との情報共有 区広報・公式HPにより、 発生状況・感染予防策・相談体制を周知	イベント等の中止や制限要請等の感染拡大防止策の周知			第一波終息発表
3 区民相談	新型コロナウイルス相談センターの設置 感染拡大防止策など各種相談の対応	体制の事前準備	新型コロナウイルス相談センター設置 一般相談窓口の設置	相談体制の強化			平常体制回復
4 感染拡大防止	個人の感染予防及び防疫措置 感染リスクの高い施設の感染対策	感染予防策普及啓発	感染予防策の注意喚起	感染リスクの高い施設の 対策強化	不要不急の外出、事業の中止・縮小等の呼びかけ		感染拡大防止策の解除
5 予防接種	特定接種、住民接種の実施	接種体制の整備	特定接種実施 住民接種準備	住民接種勧奨	住民接種実施		第二波に備えた接種勧奨
6 医療	医療提供体制の整備 新型コロナウイルス専門外来の設置	発生に備えた準備	新型コロナウイルス専門外来設置	感染症指定医療機関への入院措置		すべての医療機関で診療	平常体制の回復
7 区民生活及び経済 活動の安定の確保	区民生活の維持 遺体に対する適切な対応 事業者への支援	要配慮者事前把握 対策の普及啓発 火葬能力等の把握	要配慮者への支援準備	食料・生活必需品等の安定供給を依頼	要配慮者への支援 ごみの排出抑制対策	遺体の火葬・安置所対策	平常活動の回復
8 都市機能の維持	区役所機能の維持 区民の安全・安心の確保	庁内体制整備	杉並区業務継続計画【新型コロナウイルス編】に基づく対応を実施 安全・安心の確保のための対策を実施			ライフラインなどの社会機能維持の要請	平常体制の回復

※疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。

海外発生期

新型コロナウイルス発生!

患者数が少ない時期は、正確な診断をつけるために、新型コロナウイルス専門外来(指定された病院)のみで診察を行います。
感染の心配がある場合は、まず「**新型コロナウイルス相談センター**」に必ず電話で相談してください。(新型コロナウイルス相談センターの電話番号は、発生時に広報・ホームページ等でお知らせします。)

新型インフルエンザ相談センターは、診療が必要な場合には、新型コロナウイルス専門外来をご案内します。

受診の際は、必ずマスクをつけましょう。

都内発生早期

新型インフルエンザ相談センターは、診療が必要な場合には、新型コロナウイルス専門外来をご案内します。

受診の際は、必ずマスクをつけましょう。

都内感染期

状況に応じて一般の医療機関で診療を行います。

患者や健康に不安な人が医療機関に殺到すると考えられます。医療機関の医師やスタッフも新型コロナウイルスに感染し、診療ができない場合があります。また、病院の専門性から、新型コロナウイルスの患者を診察しない場合も考えられます。事前にかかりつけの医療機関と相談をしておきましょう。

病原性の強い新型コロナウイルス等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合は、政府が「新型コロナウイルス等緊急事態宣言」を行います。

緊急事態宣言

もし、緊急事態宣言が行われたら、私たちの生活はどうなるの?

緊急事態宣言が行われると

- ★感染拡大を防止するために
不要不急の外出自粛等の要請
学校等施設の使用や催し物等の開催の制限
区民に対する予防接種の実施等
- ★医療等の提供体制を確保するために
臨時的医療施設を設置し、医療を提供等
- ★区民生活及び経済活動の安定確保のために
行政上の申請期限の延長
生活関連物資等の安定供給
政府関係金融機関等による融資等

必要に応じて、以上のような措置を行います。

感染しない！ 感染させない！ 日頃からできること

しっかり手洗い



①流水で手をぬらした後、石鹸をつけ、手のひらをよくこすります。



②手の甲を伸ばすようにこすります。



③指先・爪の間を念入りにこすります。



④指の間を洗います。



⑤親指と手のひらをねじり洗いします。



⑥手首も忘れずに洗います。

⑦その後、十分に水で流し、ペーパータオルや清潔なタオルでよく拭き取って乾かします。

守ろう！ 咳エチケット

うつさない、うつらないために咳エチケットは重要です。

- せき・くしゃみの症状がある時には、マスクをしましょう。
- せき・くしゃみをする時は、口と鼻をティッシュで押さえ、周りの人から顔をそむけましょう。
- マスクは不織布のもので、鼻や顔を覆えるものを正しくつけましょう。

正しい情報を手に入れましょう！

- 厚生労働省「インフルエンザ(総合ページ)」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infulenza/index.html

- 内閣官房「新型インフルエンザ等対策」

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

- 国立感染症研究所感染症疫学センター

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

- 厚生労働省検疫所(FORTH)

<http://www.forth.go.jp/>



杉並区役所 危機管理対策課
杉並保健所 保健予防課

☎03-3312-2111
☎03-3391-1025

平成26年12月発行